

アンケート結果に関する事務局の説明について

脳血管医療センターの名称案をきめた第4回名称部会(7月7日)の議事録が公開され、ヨコハマeアンケートの集計に関する事務局の説明が載っています。この中でアンケート集計結果の不正処理に関係する部分は以下の通りです。これは、谷口センター総務課長の発言です。

「2点目ですが、eアンケートのQ4, 5, 6でございますけれども、こちらは具体的な名称に入れる言葉を「部位」「地名」「イメージ」の3つのカテゴリーに便宜上分けて、それぞれ複数選択でお尋ねしたものでございます。選択肢ごとの割合を算出するに当たりまして、アンケートの回答者数、eアンケートでは815件になりますが、それを分母として算出しお示しいたしました。これは名称検討に当たりまして「部位」「地名」「イメージ」それぞれの選択肢間の比較をしやすくするために、共通の分母である回答者数を分母として算出してお示したものでございます。」

名称部会はこの説明を受けて、アンケート集計結果の処理には何の問題もなかったとして、名称案の審議に進みました。然しこの説明では、事務局のアンケート集計処理が正当だったことには全くなっていません。以下の通りです。

1 比率の計算方法 事務局は、病院名に入れる具体的な言葉を便宜的に「部位」「地名」「イメージ」の三つに分け、各言葉の比率を回答総数815を分母にして計算したと説明していますが、これは元のアンケートの進め方と違います。

事務局は触れていませんが、本物のアンケートにはまず質問Q3があります。

「Q3 横浜市立の専門病院(特定の病気や部位を対象に専門的な診療を行う病院)としてどのような病院名がいいと思いますか。(複数選択肢可)

ア) 専門とする部位を名称に入れる イ) 地名を名称に入れる
ウ) 病院のイメージを名称に入れる エ) その他」

ここでキッチリとア)、イ)、ウ)、エ)に分けた上で次の質問Q4が来ます。

「Q4 Q3でア)と答えた方に伺います。具体的にどの部位を名称に入れたら分かりやすいと思いますか。(複数選択可)

ア) 脳 イ) 神経 ウ) 脊髄 エ) 脊椎 オ) 脳血管 カ) その他」

この質問ははっきりと「Q3でア)と答えた方に伺います」と断って尋ねているので、Q3の「ア) 部位」を選んだ人だけが対象です。したがってQ4各項目の割合(%)は、Q3でア)を選んだ人数706を分母として計算するのがルールです。対象外の人数を加えた回答総数815を分母とすることは出来ません。

Q5, Q6も同様で、質問Q3でそれぞれ「イ)を選んだ人」「ウ)を選んだ人」の

数を分母にするのがルールです。

もしも質問 Q4, 5, 6 に「ア) と答えた方」、「イ) と答えて方」などの限定が無ければ、回答総数 815 を分母とするのがルールです。しかし、本物の質問にこの限定がある以上、事務局の説明は成り立ちません。

従って、815 を分母にするのはルール外の処理、不正処理という他ありません。

2 アンケート質問の偽造 事務局の作った名称部会の資料のアンケート集計結果では質問 Q4 から「ア) と答えた方に伺います」が削除されています。

アンケートのもともとの質問を、回答が回収された後で変えて記録したり、公表することは許されません。これは質問の偽造にあたります。

しかもこの偽造によって回答総数 815 を分母にするという不正処理が正当化されるので、この偽造は意図的で、悪質なものだという事が分かります。

アンケートの質問の事後の変造は重要問題ですが、事務局は指摘されてもこの点について全く説明していません。説明の仕様が無いいためでしょう。

3 事務局が述べる比率計算の目的 事務局は各項目の比率計算で、回答総数 815 を分母とした理由を、「部位」「地名」「イメージ」それぞれの選択肢間の比較をしやすくするため——としています。

然し、部位の「脳血管」の割合 53.6% と地名の「磯子」の 20.1% を比べたり、「神経」の 30.8% と「横浜」の 21.0% を比べてみても何の意味もありません。これは、名称部会の案「横浜市立脳卒中・神経脊椎センター」を見ただけで分かります。部位と地名は競合関係には無いからです。

意味が有るのは、Q3 の中の部位、地名、イメージのどれを選ぶかの比率や、Q4 のように、部位を入れるという意見の中でどの部位を入れるかの比率など実質的な数値の比較です。Q5, Q6 も同様です。結局、Q3、……、Q6 それぞれの比率を正直に計算したものが比較に役立ちます。

事務局の説明は「こじつけ」とも云えない様なものです。

今後の対処 以上により、e アンケートだけでなく、院内アンケートなど他のアンケートについても、資料を本物の質問に戻し、正しい統計処理を行った集計結果に改め、これに基づいて審議を行う事が必要です。

それと同時に、このアンケートの集計結果は、横浜市の行政に関わる正式の資料として記録、公開されるものです。これについて不正処理と質問の変造がされたままと云うことは許されません。市政のコンプライアンスの問題としても正式に修正することが必要です。市民局と名称部会の集計結果の違いは、「見解の相違」などで済まされる問題ではありません。